

( 続紙 1 )

京都大学	博士 (地域研究)	氏名	KHASHAN AMMAR
論文題目	イスラーム経済の法的典拠をめぐる歴史的解釈と現代的再構築 —無利子金融とハラール食品を中心に—		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、イスラーム世界論の一環として、1970年代以降に中東および東南アジアで進展してきたイスラーム経済について、歴史と現代を接合して考察したものである。特にイスラーム経済に関するイスラーム法の典拠について、イスラーム初期における経済の実態と典拠の解釈を明らかにすると同時に、現代において新たに構築されつつあるイスラーム経済をそれと比較することによって、現代のイスラーム経済がどのような内実を持っており、それをどう評価すべきかについて考察をおこなったものである。事例として、近年において大きな注目を集めてきた、いわゆる無利子金融およびハラール食品産業を扱っている。</p> <p>第1章は、イスラーム初期を扱う上での理論的・方法論的な問題を検討している。従来のイスラーム史における歴史的な研究では、今日のイスラーム経済で焦点となっている課題についての問題意識は薄く、それを援用することには限界があるため、本論文では「総合的コンテキスト分析」と呼ぶ方法論を用いて、イスラーム初期における経済関連の法規定を独自に再評価している。この方法論は、イスラームの聖典でありイスラーム法の第1の典拠であるクルアーンについて、「啓示の史的展開」のコンテキスト分析、章句の相関性のコンテキスト分析、ヌズム (イスラーム的制度) 論を援用した分析の3つを総合するものである。</p> <p>第2章では、宗教倫理としてリバー (利子) がなぜ禁じられたのか、それが7世紀のアラビア半島の社会・経済的状态とどのように結びついていたのかを分析している。従来は、元利保証を前提とする金融では事業のリスクが事業者のみに負わされ不公平であること、利子が不労所得であることが利子禁止の原因とされてきた。しかし、本章では当時の経済活動が変化する中で次第に利子が厳格に禁止された過程が、他の経済活動と相関的に論じられている。それに基づき、投資や経済の拡大を促す理念が利子の禁止の背景にあることが明らかにされた。</p> <p>第3章では、イスラーム法の食事規定を取り上げ、なぜハムル (酩酊性飲料) が禁止されたのかを、前章と同様の方法論を用いて考察している。その結果、酩酊がもたらす弊害があるから飲酒が禁止された、という従来の解釈に対して、礼拝や断食などの宗教的諸制度や家族的・共同体的な共食が構築されていく過程で、飲酒を伴う男性中心の社交が抑制されるようになったことが明らかとされている。また、食事規定でもっとも有名な豚肉の禁止をめぐるのは、歴史的な論争についてその論点が詳論されている。</p> <p>第4章では、現代におけるイスラーム銀行などの無利子金融、ハラール食品産業の事例</p>			

を検討し、両者の実態およびそこで生じている法学的な論争を、第2・3章で明らかとなったイスラーム初期のイスラーム経済の構想に照らして、どのような特徴が見られるかを考察している。それを通じて、無利子金融については、リバー（利子）の禁止、賭博性とガラル（不確実性）の禁止がもっぱら個別の法規定として問題とされ、論争の焦点となっていること、ハラール食品については、豚肉と豚由来食材の排除、化学的な意味でのアルコールの排除がもっぱら焦点となっていることが明らかとなった。いずれの場合も、なぜそのような禁止が生じたのかについての考察はほぼ欠如しており、個別の法規定をいかに適用するかが問題とされている。そのため、無利子金融やハラール食品産業が「イスラーム経済」「イスラーム社会」の再構築をめざしているにもかかわらず、そのような全体的な構想を実現する方途は未だ十分には追求されていない。

結論では、以上のような研究の成果を総括して、イスラーム経済がかつてめざしていた経済倫理とそれに基づく社会・経済のあり方と、現代のイスラーム金融およびハラール食品産業の実践が乖離していることが指摘され、本論文で明らかにされたように、イスラーム経済の法的典拠を適切な歴史的なコンテキストの中で十分考察することによって、イスラーム経済の本来の形を理解することも、それに基づいて今後について構想することも可能であると、結論づけられている。

(論文審査の結果の要旨)

イスラーム経済は現代イスラーム世界において広域的に展開されており、特に1970年代以降の中東・湾岸地域、1980年代以降の東南アジアでは、その発展がめざましい。その一方で、イスラーム経済と銘打っていても実際には金融部門に特化しており、イスラーム経済＝無利子金融との印象も強いのが実態である。また、シャリーア・コンプライアンス（イスラーム法との適合性）が個別の法規定の問題としてしきりと論じられる一方で、シャリーア（イスラーム法）が全体として経済面で何をめざしているのかの理解は十分得られていない。

本論文は、そのような現状に対して、イスラーム経済が最初に構築された7世紀のアラビア半島の経済の実態とその変容を論じ、そこで生まれた経済関係の聖典の章句が何を意味するものであったかを、根源的に再考し、それによって得られた知見を、現代のイスラーム経済の事例にあてはめて考察をおこなっている。

本論文の意義として、以下の4点が挙げられる。

第1に、アラビア語の原典を縦横無尽に活用して、イスラーム経済がかつてどのような構想と目的を持っていたかを明らかにしたことである。イスラーム法は聖典クルアーンを第1の典拠としており、その章句が歴史的な文脈の中でどのように生成したかという知見は非常に重要なものである。ところが、前近代では経済を独立の分野として考えることが少なく、もっぱら法学者による法規定の解釈がおこなわれていたため、単に関連する原典を読むだけでは、イスラーム経済の倫理や構想を把握することはできない。本論文が、今日における経済的な問題関心からイスラーム初期を再解釈したことは非常に大きな学問的貢献と言える。

第2に、そのような歴史的過程の再解釈をおこなう上で、「アスバーブ・アン=ヌズール（啓示の契機）」と呼ばれる文献群を紹介し、主要なタフスィール（啓典解釈学）文献の中からも多くの情報を引き出していることは、非常に高く評価できる。このような分野の文献を用いることで、論文執筆者が「啓示の史的展開のコンテキスト分析」と呼ぶ手法が可能となっている。「アスバーブ・アン=ヌズール」の分野は欧米でも研究があまりされていないが、日本でこれを用いた議論は初めてであり、さらに、これに加えて「章句の相関性のコンテキスト」「ヌズム（イスラーム的制度）論を援用した分析」を合わせて、「総合的コンテキスト分析」を提案しているところに大きな独創性が見られる。

第3に、このような古典的な文献を利用した歴史的な研究を、現代におけるイスラーム経済研究の事例と総合して、今日におけるイスラーム経済の課題に新しい光を当てた点が高く評価できる。イスラーム世界の研究においては古典的な知識と現代的な研究を接合させることが望ましいとしばしば言われるが、実際にそれをおこなうのは容易では

なく、本論文はその点でも優れた成果となっている。

第4に、ハラール食品産業を広義のイスラーム経済に含める点は新しい発案となっている。これまでイスラーム経済が金融に偏っていたという視点は妥当であるが、それを修正・拡張する試みとして、イスラーム法の「合法」を意味する「ハラール」の観点を食品に適用する経済活動をイスラーム経済の一環として研究するという提案は、大きな意義を有している。それは食品の生産・流通・消費が経済活動であるというにとどまらず、本論文で、リバー（利子）の禁止と同様のことが、ハムル（酪酐性飲料）の禁止をめぐる典拠とその解釈についても言えることが証明されて、いっそう説得性のある提起となっている。

以上のように本論文は、イスラーム世界論、イスラーム経済研究、イスラーム史、クルアーン研究などを総合して、歴史と現代を有機的に結びつける形で大きな成果をあげた優れた研究である。対象地域となっている中東、東南アジアの地域研究にも大きく寄与するものである。

よって、本論文は博士（地域研究）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成29年1月20日、論文内容とそれに関連した事項について試問した結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。